



山形県公報

平成26年4月1日(火)

号 外 (10)

目 次

訓 令

○山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人 事 課) … 1

訓 令

山形県訓令第8号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第4項中「掲げる課」を「掲げる課及び課内室」に改め、同項の表中「西村山総務課、西村山税務課」を「納税課西村山税務室、納税課北村山税務室、西村山総務課」に、「北村山税務課」を「税務課西置賜税務室」に改め、「西置賜税務課」を削り、同備考第6項中「事務(」を「事務(総務部の秘書広報課、行政改革課、学事文書課及び税政課に係る財務の項第15項に掲げる事務、)」に、「県土整備部各課に係る財務の項第15項に掲げる事務」を「農林水産部各課に係る財務の項第16項に掲げる事務(物品の調達に係るものを除く。)」に改め、同項の表中「学事文書課」を「学事文書課、税政課」に、

「健康福祉部地域医療対策課」を

「健康福祉部地域福祉推進課、地域医療対策課、健康長寿推進課」に、

農林水産部6次産業推進課、県産米ブランド推進課	農政企画課長	を
農林水産部園芸農業推進課、畜産課、水産課	農業技術環境課長	
農林水産部農村整備課	農村計画課長	

「農林水産部各課」農政企画課長に改め、同備考第7項

中「各課に係る前項」を「各課及び課内室に係る同項」に改め、同項の表中「西村山総務課、西村山税務課」を「納税課西村山税務室、西村山総務課」に、「北村山総務課、北村山税務課」を「納税課北村山税務室、北村山総務課」に、「西置賜総務課、西置賜税務課」を「税務課西置賜税務室、西置賜総務課」に改め、同備考第9項の表を次のように改める。

左欄	右欄
総務部各課	総務厚生課長

別表第1の備考中第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 次の表の左欄に掲げる課に係る財務の項第16項に掲げる事務（物品の調達に係るものを除く。）については、同表の右欄に掲げる者がその権限を行使する。

左欄	右欄
農林水産部6次産業推進課、県産米ブランド推進課	農政企画課長
農林水産部園芸農業推進課、畜産振興課、水産振興課	農業技術環境課長
農林水産部農村整備課	農村計画課長

別表第2 総務部の項学事文書課の項学校教育法に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「私立学校」を「私立学校（幼稚園を除く。）」に改め、同表子育て推進部の項中

	児童福祉法に関すること。		1 第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可及び同条第7項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の承認に関すること（第二種社会福祉事業に係るものを除く。）。	
--	--------------	--	---	--

を

子育て支援課	学校教育法に関すること。		1 第4条の規定による私立幼稚園の設置廃止等認可に関すること。	
	児童福祉法に関すること。		1 第35条第4項の規定による児童福祉施設の設置の認可及び同条第7項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の承認に関すること（第二種社会福祉事業に係るものを除く。）。	

に改め、同部の項子ども

も家庭課の項施設事務費に関する事。の項部長専決事項の欄第1項中「健康福祉企画課」を「地域福祉推進課」に改め、同表健康福祉部の項健康福祉企画課の項生活保護法に関する事。の項及び未帰還者に関する特別措置法に関する事。の項を削り、同部の項中

	施設事務費に関する事。		1 社会福祉施設（子ども家庭課、健康長寿推進課及び障がい福祉課の所管に係るものを除く。）に支弁すべき事務費等の決定に関する事。		を
	旧軍人等の叙勲等に関する事。		1 旧軍人、軍属等の叙位叙勲に関する事。		

地域福祉推進課	生活保護法に関する事。		1 第41条第2項の規定による保護施設の設置の許可に関する事（第一種社会福祉事業に係るものに限る。）。		に改め、同部の項健康
			2 第42条の規定による保護施設の休止又は廃止の認可に関する事。		
	未帰還者に関する特別措置法に関する事。		1 第2条第1項及び第3項の規定による戦時死亡宣告の請求及び取消しの請求に関する事。		
	施設事務費に関する事。		1 社会福祉施設（子ども家庭課、健康長寿推進課及び障がい福祉課の所管に係るものを除く。）に支弁すべき事務費等の決定に関する事。		
	旧軍人等の叙勲等に関する事。		1 旧軍人、軍属等の叙位叙勲に関する事。		

長寿推進課の項施設事務費に関する事。の項部長専決事項の欄第1項中「健康福祉企画課」を「地域福祉推進課」

に改め、同部の項障がい福祉課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項部長専決事項の欄第3項中「第22条の4第4項」を「第21条第4項」に改め、同欄第4項中「第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」に改め、同課の項施設事務費に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「健康福祉企画課」を「地域

福祉推進課」に改め、同表農林水産部の項中

畜産課
水産課

 を

畜産振興課
水産振興課

 に、

森林課

 を

林業振興課

 に改め、

同表県土整備部の項用地課の項を次のように改める。

県土利用政策課	公有水面埋立法に関すること（湖沼に係るものに限る。）。	1 第6条第3項の規定による裁定に関すること。	1 第2条第1項の規定による公有水面埋立の免許に関すること。	
			2 第13条の2第1項の規定による埋立区域の縮小等の許可に関すること。	
			3 第14条第1項の規定による土地立入等の許可に関すること。	
			4 第16条第1項の規定による公有水面の埋立権の譲渡の許可に関すること。	
			5 第22条第1項の規定による竣功認可に関すること。	
			6 第23条第1項ただし書の規定による竣功認可の告示前の埋立地の使用許可に関すること。	
			7 第27条第1項の規定による所有権の移転等の許可及び同条第3項の規定による協議に関すること。	
			8 第30条の規定による災害防止に関する命令に関すること。	
			9 第31条の規定による工作物等の除去命令に関すること。	
			10 第33条の規定による事実更正等の措置に関すること。	

		11 第35条の規定による原状回復義務の免除に関すること。	
国有財産法に関する こと（水産振興課及 び空港港湾課に係る ものを除く。）。		1 第8条第1項の規定による国土交通省所管に係る国有財産の引継ぎに関すること。	
		2 第12条の規定による国土交通省所管に係る国有財産の所管換えに関すること。	
		3 第27条の規定による国土交通省所管に係る国有財産の交換に関すること。	
土地収用法に関する こと。		1 第15条の7の規定による仲裁に関する こと。	1 第15条の2の規定によるあつせん に関すること。
		2 第16条の規定による事業の認定に関する こと。	2 第19条の規定による申請書の欠陥の補正等に関する こと。
		3 第32条第1項の規定による収用又は使用の 手続の保留の申立てに関する こと。	3 第21条第1項の規定による意見の聴取に関する こと。
		4 第34条の規定による収用又は使用の手続の 開始の申立てに関する こと。	4 第22条の規定による意見の聴取に関する こと。
		5 第39条第1項の規定による収用又は使用の 裁決の申請に関する こと。	
		6 第46条の4第1項の規定による見積り による補償金の支払いに関する こと。	
		7 第47条の3第1項の規定による明渡裁 決の申立てに関する こと。	
		8 第116条の規定による協議の確認の申 請に関する こと。	

		9 第122条第1項の規定による非常災害の際の土地の使用に関すること。	
		10 第123条の規定による緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用に関すること。	
		11 第136条第1項の規定による代理人の指定に関すること。	
国土利用計画法に関すること。	1 第24条第1項の規定による勧告に関すること。	1 第28条第1項の規定による遊休土地の認定に関すること。	
	2 第26条の規定による公表に関すること。	2 第31条第1項の規定による勧告に関すること。	
		3 第32条第1項の規定による遊休土地の買取りの協議を行う者の決定に関すること。	
国土利用計画法施行令に関すること。		1 第9条の規定による基準地の選定及び標準価格の判定に関すること。	
景観法に関すること。		1 第17条第4項の規定による期限の延長及び通知に関すること。	
		2 第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定に関すること。	
		3 第22条第1項の規定による景観重要建造物の現状変更の許可に関すること。	
		4 第23条第2項の規定による景観重要建造物の原状回復に関すること。	
		5 第27条第1項の規定による景観重要建造物の指定の解除に関すること。	

	6 第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定に関する事 こと。	
	7 第31条第1項の規定による景観重要樹木の現状変更の許可に関する事 こと。	
	8 第35条第1項及び第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除に関する事 こと。	
	9 第38条の規定による管理協定の認可に関する事 こと。	
	10 第45条の規定による報告に関する事 こと。	
	11 第78条第2項の規定による勧告等に関する事 こと。	
	12 第83条第1項の規定による景観協定の認可に関する事 こと。	
	13 第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可に関する事 こと。	
	14 第88条第1項の規定による景観協定の廃止の認可に関する事 こと。	
	15 第90条第2項の規定による景観協定の認可に関する事 こと。	
	16 第92条第1項の規定による景観整備機構の指定に関する事 こと。	
	17 第95条第1項の規定による報告に関する事 こと。	
	18 第95条第3項の規定による指定の取消しに関する事 こと。	

山形県景観条例に関すること。	1	第8条の規定による景観形成重点地域の指定に関すること。	
	2	第16条第2項の規定による公表に関すること。	
	3	第16条第3項の規定による意見陳述に関すること。	
	4	第26条第1項の規定による眺望景観資産の指定に関すること。	
	5	第29条第1項の規定による景観回廊の指定に関すること。	

別表第2 県土整備部の項都市計画課の項景観法に関すること。の項及び山形県景観条例に関すること。の項を削

り、同部の項河川課の項中

「公有水面埋立法に関すること（水産課、用地課及び空港港湾課に係るものを除く。）。」

を

「公有水面埋立法に関すること（水産振興課、県土利用政策課及び空港港湾課に係るものを除く。）。」

に改める。

別表第3 総務企画部の項総務課の項中

「特定非営利活動促進法に関すること（庄内総合支庁に限り、事務所が東田川郡庄内町の区域内のみに所在する特定非営利活動法人に係るものを除く。）。」

を

「特定非営利活動促進法に関すること（村山総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）。」

に改め、同部の項中

「税務課、納税課、西村山税務課、北村山税務課及び西置賜税務課

を

「税務課及び納税課

に改め、同部の項地域振興課の項中

「特定非営利活動促進法に関すること（庄内総合支庁を除き、事務所が山形市、村山市、上山市、南陽市又は西村山郡河北町のいずれかの区域内のみに所在する特定非営利活動法人に係るものを除く。）。

「特定非営利活動促進法に関すること（最上総合支庁及び置賜総合支庁に限る。）。

を

に改め、同表保健福祉環境部の項保健企画課の項薬事法に関すること。

の項総合支庁部長専決事項の欄第4項中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同欄中第19項を第20項とし、第14項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、同欄第13項中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改め、同項を同欄第14項とし、同欄中第12項を第13項とし、第5項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 第10条第2項（第38条第1項において準用する場合を含む。）の規定による薬局（県外配置販売業を除く。）の名称等の変更等の届出の受理に関すること。

別表第3保健福祉環境部の項地域保健予防課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第23条」を「第22条」に改め、同欄第2項中「第24条」を「第23条」に改め、同欄第3項中「第25条」を「第24条」に改め、同欄第4項中「第25条の2」を「第25条」に改め、同欄第14項中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に改め、同部の項地域保健福祉課の項精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第23条」を「第22条」に改め、同欄第2項中「第24条」を「第23条」に改め、同欄第3項中「第25条」を「第24条」に改め、同欄第4項中「第25条の2」を「第25条」に改め、同欄第14項中「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に改め、同表産業経済部の項農業振興課の項農業協同組合法に関すること（所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第7項中「第231条第1項第19号」を「第231条第1項第21号」に改め、同課の項養ほう振興法に関すること。の項を次のように改める。

養蜂振興法に関すること。			1 第3条の規定による蜜蜂の飼養を行う者の届出の受理に関すること。
--------------	--	--	-----------------------------------

別表第3産業経済部の項水産振興課の項国有財産法に関すること（漁港の区域内に所在し、又は漁港管理者の長が海岸管理者となる海岸保全区域施設若しくは公共海岸である国有財産に係るものに限る。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「農林水産部水産課」を「農林水産部水産振興課」に改め、同表建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項河川法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項を次のように改める。

1 第58条の10第3項の規定による指定の取消しに関すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項河川法に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄に次の1項を加える。

2 第75条第1項及び第2項の規定による監督処分（許可、登録及び承認の取消しに限る。）に関すること。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項河川法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「（第95条の規定による協議（以下この項において「協議」とい

う。)を含む。))を削り、同欄中第16項を第23項とし、第15項を第20項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 21 第95条の規定による国との協議に関する事。
- 22 第99条の規定による地方公共団体等との協議に関する事。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項河川法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄中第14項を第19項とし、同欄第13項中「許可」を「許可、登録」に改め、同項を同欄第18項とし、同欄第12項中「(協議を含む。))」を削り、同項を同欄第14項とし、同項の次に次の3項を加える。

- 15 第58条の8第1項の規定による河川協力団体の指定に関する事。
- 16 第58条の10第1項及び第2項の規定による監督等に関する事。
- 17 第58条の12の規定による河川協力団体との協議に関する事。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項河川法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第11項中「(協議を含む。))」を削り、同項を同欄第13項とし、同欄第10項中「(土地の占用等の許可が総合支庁処分に係るものに限るものとし、協議を含む。))」を削り、同項を同欄第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 12 第37条の2の規定による水防管理団体等との協議に関する事。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項河川法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同欄第7項中「(協議を含む。))」を削り、同項を同欄第8項とし、同欄第6項中「(協議を含む。))」を削り、同項を同欄第7項とし、同欄第5項中「(協議を含む。))」を削り、同項を同欄第6項とし、同欄第4項中「(協議を含む。))」を削り、同項を同欄第5項とし、同欄第3項中「(協議を含む。))」を削り、同項を同欄第4項とし、同欄第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第23条の2の規定による流水の占用の登録に関する事。

別表第3建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項河川法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄に次の1項を加える。

- 3 第58条の8第3項の規定による届出の受理に関する事。

別表第3建設部の項河川砂防課、西村山河川砂防課、北村山河川砂防課及び西置賜河川砂防課の項水防法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第10条の6第1項」を「第16条第1項」に改め、同部の項建築

課の項中

「エネルギーの使用の合理化に関する法律に関する事。」

を

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律に関する事。」

に改め、同表の備考第1項中「掲げる課」を「掲げる課及び課

内室」に改め、同項の表中「西村山総務課、西村山税務課」を「納税課西村山税務室、納税課北村山税務室、西村山総務課」に、「北村山税務課」を「税務課西置賜税務室」に改め、「西置賜税務課」を削る。

別表第5職員育成センターの項中

主務課長

を

--

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第3保健福祉環境部の項保健企画課の項薬事法に関する事。の項の改正規定は、平成26年6月12日から施行する。